

平成22年度 保育所の入所申込について

保育所へ入所できる基準について

保育所へ入所できる児童は、平成22年4月1日現在、にき保育園は0歳～5歳（0歳児はおおむね10ヶ月くらいから入所できますが、入所状況によって定員があります。）、大江・銀山へき地保育所は1歳～5歳の児童で、両親（両親と別居している場合は児童の面倒をみている者）や同居している方が、次のいずれかの事情にある場合です。年度途中の入所については、随時受付いたします。

保育所へ入所できる基準	保育実施期間
(1) （家庭外労働） 児童の親が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合	保育の実施を希望する期間
(2) （家庭内労働） 児童の親が児童とはなれた日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合	保育の実施を希望する期間
(3) （親のいない家庭） 死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合	保育の実施を希望する期間
(4) （母親の出産等） 親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合	産前は出産予定日前8週間以内の期間、産後は出生児が満1歳に達する日の属する月の末日までの期間で、保育の実施を希望する期間 疾病、負傷、心身の障害の場合は医師が認める期間
(5) （病人の看護） その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合	保育の実施を希望する期間（介護または看護を必要とする期間）
(6) （家庭の災害） 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合	保育の実施を希望する期間（復旧までの期間）
(7) 町長が認める前各号に類する状態にあること（求職活動によりその児童の保育ができない場合）	年度内3ヶ月以内の期間で、保育の実施を希望する期間

各保育所の定員などは次のとおりです。（町外の保育所への入所（広域入所）も可能です）

保育所名	定員	住 所	電話番号	保育時間
社会福祉法人よいち福祉会にき保育園	60名	西町1丁目52番地	32-3000	7:00～18:00
町立大江へき地保育所	30名	大江2丁目295番地	32-3453	8:00～17:00
町立銀山へき地保育所	30名	銀山2丁目459番地	33-5156	8:00～17:00

にき保育園の保育料について

下記の表の階層区分で第2階層に属し、かつ、母子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯などについては、保育料が0円になります。

また、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合や、第1子が幼稚園、第2子が保育所に通っている場合は、第2子の保育料が半額になります。（詳しくは(例)をご覧ください）

各月初日の入所する児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2	第1階層及び第4～5階層を除き、前年度分の市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円
第3		市町村民税課税世帯	19,500円
第4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	30,000円
第5		40,000円以上	40,000円
			37,000円

3人目からの保育料は0円になります。

（例）同一世帯から3歳未満児1人と3歳以上児1人が入所した場合の各児童の保育料

第2階層		第3階層		第4階層		第5階層	
3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
4,500円	6,000円	9,750円	16,500円	15,000	27,000円	20,000円	37,000円

大江、銀山へき地保育所の保育料について
保育料は、児童1人につき8,000円です。

入所申込について

入所申込に必要な書類は、役場保健福祉課社会福祉係の窓口および各保育所に用意してあります。**保健福祉課社会福祉係または入所を希望する保育所へ提出してください。入所を継続する児童についても、手続きが必要です。**

町外の保育所への入所（広域入所）を希望される方も、役場保健福祉課社会福祉係の窓口に入申書を提出してください。

申込に必要な書類

入所申込書

雇用証明書（1）・・・保護者（両親）が就労していることを確認するために必要です

就労以外（出産・疾病・負傷・心身の障がい・介護・看護等）の理由で入所を希望する方は、雇用証明書の代わりにその状態が詳しくわかるもの（診断書等、コピー可）をあわせて提出してください。求職中で入所を希望する方は、雇用証明書の代わりに保健福祉課社会福祉係備付の就職申立書をあわせて提出いただきます。

同意書・・・保育料を算定する際、所得税等の課税状況を確認するために必要です

（にき保育園、町外保育所希望の場合のみ提出）

平成21年1月1日以降に町外から転入された家庭については、同意書の代わりに住所地の官公署が発行する課税証明書が必要になります。（平成21年度分市町村民税額及び平成21年分所得税額がわかるもの）

提出期限：平成22年2月26日（金）

1雇用証明書につきましては、次の区分により依頼先が変わりますのでご注意ください

区 分	依 頼 先
家庭外労働（会社などに勤務）	勤務している会社等の事業主に依頼する
家庭内労働（農業など家業に従事）	主に家業を営んでいる方が家族の分を記入し、各地区の民生委員児童委員に証明を依頼する

・・・様式のダウンロードはこちらからどうぞ（PDFファイル）・・・

入所申込書

雇用証明書

同意書

入所申込等について、ご不明な点がございましたら、**仁木町役場保健福祉課社会福祉係（32-2514 担当：二宮、山本）**までお問い合わせください。